

第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画の変更について

1 これまでの経緯

- これまでオオタカは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「国内希少野生動植物種」に指定されていたが、平成 29 年 9 月 1 日に同施行令の一部を改正する政令が公布され、その指定から除外された（平成 29 年 9 月 21 日施行）。
- これに伴い、平成 29 年 9 月 1 日に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布され、オオタカは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく「希少鳥獣」から「一般鳥獣」とされたものの、同施行規則改正によりオオタカを販売禁止鳥獣に追加された（平成 30 年 4 月 1 日施行）。
- また、環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正により原則鳥獣の管理目的での捕獲を認めないなど、保護が継続されることとなった（平成 29 年 9 月 21 日告示）。
- 県では、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護管理法第 4 条に基づき、基本指針に即して、「第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画」を策定しているが、これらの鳥獣保護管理法施行規則の改正（参考 1）及び基本指針の改正（参考 2）により、平成 30 年 4 月 1 日から、オオタカの捕獲の許可及び販売許可に関する事項が県の権限となることから、県が策定した「第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画」の所要の変更を行う必要がある。

2 変更にあたっての県の考え方

(1) 保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方

- ・ 原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、オオタカによる被害の防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。
- ・ 捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(2) 販売禁止鳥獣等の販売許可

オオタカの販売許可証を交付する場合は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

【参考 1】鳥獣保護管理法施行規則の改正の概要

- これまでオオタカは、鳥獣保護管理法に基づく「希少鳥獣」とされていたが、その指定が解除され「一般鳥獣」となり、捕獲の許可権限は、環境省から県に移行する（平成 30 年 4 月 1 日施行）。
- オオタカを販売禁止鳥獣に追加し、その販売許可は、県の事務となる。（これまで、販売禁止鳥獣は、ヤマドリのみが指定されている。）（平成 30 年 4 月 1 日施行）
- 輸入を規制する鳥獣への追加等（平成 29 年 9 月 21 日施行）。

【参考 2】基本指針の主な変更内容

項目	主な変更内容
鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 (I 第四 2 (2))	海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。
保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方 (III 第四 1 (4))	オオタカについて、原則鳥獣の管理目的での捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。 なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。
販売禁止鳥獣等の販売許可 (III 第四 3 - 4)	オオタカに販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

【参考 3】第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画の概要

(1) 計画期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（5 ヵ年）

(2) 主な内容

- ① 鳥獣保護区等に関する事項
 - ② 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可に関する事項
 - ・ 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
 - ・ 販売禁止鳥獣等の販売許可
 - ③ 狩猟の実施を制限する区域に関する事項
 - ④ 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 （特に管理が必要となる鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カモシカ）に関する計画）
- } 今回の変更部分

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正 新旧対照表

新	旧																																																								
<p>第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）</p> <p>表一</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>種 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一 動物界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 鳥綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ホ たか目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) たか科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td><i>Aquila chrysaetos japonica</i> (イヌワシ)</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><i>Buteo buteo toyoshimai</i> (オガサワラノスリ)</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><i>Haliaeetus albicilla albicilla</i> (オジロワシ)</td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td><i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i> (オオワシ)</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><i>Spilornis cheela perplexus</i> (カンムリワシ)</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td><i>Spizaetus nipalensis orientalis</i> (クマタカ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	種 名	第一 動物界		一 鳥綱			(略)	ホ たか目		(1) たか科		(削る)		<u>1</u>	<i>Aquila chrysaetos japonica</i> (イヌワシ)	<u>2</u>	<i>Buteo buteo toyoshimai</i> (オガサワラノスリ)	<u>3</u>	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i> (オジロワシ)	<u>4</u>	<i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i> (オオワシ)	<u>5</u>	<i>Spilornis cheela perplexus</i> (カンムリワシ)	<u>6</u>	<i>Spizaetus nipalensis orientalis</i> (クマタカ)		(略)	<p>第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）</p> <p>表一</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>種 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一 動物界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 鳥綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ホ たか目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) たか科</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td><i>Accipiter gentilis fujiyamae</i> (オオタカ)</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><i>Aquila chrysaetos japonica</i> (イヌワシ)</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><i>Buteo buteo toyoshimai</i> (オガサワラノスリ)</td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td><i>Haliaeetus albicilla albicilla</i> (オジロワシ)</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i> (オオワシ)</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td><i>Spilornis cheela perplexus</i> (カンムリワシ)</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td><i>Spizaetus nipalensis orientalis</i> (クマタカ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	種 名	第一 動物界		一 鳥綱			(略)	ホ たか目		(1) たか科		<u>1</u>	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i> (オオタカ)	<u>2</u>	<i>Aquila chrysaetos japonica</i> (イヌワシ)	<u>3</u>	<i>Buteo buteo toyoshimai</i> (オガサワラノスリ)	<u>4</u>	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i> (オジロワシ)	<u>5</u>	<i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i> (オオワシ)	<u>6</u>	<i>Spilornis cheela perplexus</i> (カンムリワシ)	<u>7</u>	<i>Spizaetus nipalensis orientalis</i> (クマタカ)		(略)
項	種 名																																																								
第一 動物界																																																									
一 鳥綱																																																									
	(略)																																																								
ホ たか目																																																									
(1) たか科																																																									
(削る)																																																									
<u>1</u>	<i>Aquila chrysaetos japonica</i> (イヌワシ)																																																								
<u>2</u>	<i>Buteo buteo toyoshimai</i> (オガサワラノスリ)																																																								
<u>3</u>	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i> (オジロワシ)																																																								
<u>4</u>	<i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i> (オオワシ)																																																								
<u>5</u>	<i>Spilornis cheela perplexus</i> (カンムリワシ)																																																								
<u>6</u>	<i>Spizaetus nipalensis orientalis</i> (クマタカ)																																																								
	(略)																																																								
項	種 名																																																								
第一 動物界																																																									
一 鳥綱																																																									
	(略)																																																								
ホ たか目																																																									
(1) たか科																																																									
<u>1</u>	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i> (オオタカ)																																																								
<u>2</u>	<i>Aquila chrysaetos japonica</i> (イヌワシ)																																																								
<u>3</u>	<i>Buteo buteo toyoshimai</i> (オガサワラノスリ)																																																								
<u>4</u>	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i> (オジロワシ)																																																								
<u>5</u>	<i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i> (オオワシ)																																																								
<u>6</u>	<i>Spilornis cheela perplexus</i> (カンムリワシ)																																																								
<u>7</u>	<i>Spizaetus nipalensis orientalis</i> (クマタカ)																																																								
	(略)																																																								

＜参 考＞

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

第四条第三項

この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（定義等）

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2～3 略

4 この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

5～10 略

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

2～3 略

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

5 略

（販売禁止鳥獣等）

第二十三条 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣（その加工品であって環境省令で定めるもの及び繁殖したものを含む。）又は鳥類の卵であって環境省令で定めるもの（次条において「販売禁止鳥獣等」という。）は、販売してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。

（販売禁止鳥獣等の販売の許可）

第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～11 略

（鳥獣等の輸入等の規制）

第二十六条 鳥獣（その加工品であって環境省令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）又は鳥類の卵であって環境省令で定めるものは、当該鳥獣又は鳥類の卵が適法に捕獲若しくは採取をされたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関その他環境大臣が定める者により発行された証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、当該鳥獣又は鳥類の卵の捕獲若しくは採取又は輸出に関し証明する制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域から輸入する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する鳥獣のうち環境省令で定めるものを輸入した者は、輸入後速やかに、当該鳥獣（以下「特定輸入鳥獣」という。）につき、環境大臣から、当該特定輸入鳥獣が同項の規定に適合して輸入されたものであることを表示する標識（以下この条において単に「標識」という。）の交付を受け、当該特定輸入鳥獣にこれを着けなければならない。

3～7 略

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正 新旧対照表

新	旧																																
<p>(希少鳥獣) 第一条の二 法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第一に掲げる鳥獣とする。</p> <p>(販売禁止鳥獣等) 第二十二條 法第二十三條第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ（スィルマテイクス・ソエンメルリンギィ）及びオオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）並びにこれらの卵とする。 2 略</p> <p>(販売の目的) 第二十三條 法第二十四條第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。ただし、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）にあつては、<u>第一号イ及びハ並びに第二号イ及びトに掲げるものに限る。</u></p> <p>一 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合 <u>イ</u> 博物館、動物園その他これに類する施設における展示 <u>ロ</u> 略 <u>ハ</u> 略 二 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合 <u>イ</u> 博物館、動物園その他これに類する施設における展示 <u>ロ～ト</u> 略</p> <p>(輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等) 第二十七條 法第二十六條第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次のとおりとする。 一 鳥獣 次の表に掲げる鳥獣</p> <table border="1" data-bbox="157 1289 1216 1642"> <thead> <tr> <th>科名</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 鳥綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一)・(二)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(三)</td> <td>たか目</td> </tr> <tr> <td><u>たか科</u></td> <td><u>オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）</u></td> </tr> <tr> <td>(四)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>二・三 略</p> <p>(証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの) 第二十九條 法第二十六條第一項の環境大臣が定める国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の国又は地域とする。ただし、<u>オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）</u>にあつては、<u>第一号イ及びハ並びに第二号イ及びトに掲げるものに限る。</u> 一～十六 略</p>	科名	種名	動物界		一 鳥綱		(一)・(二)	略	(三)	たか目	<u>たか科</u>	<u>オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）</u>	(四)	略	略		<p>(希少鳥獣) 第一条の二 法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第一に掲げる鳥獣とする。</p> <p>(販売禁止鳥獣等) 第二十二條 法第二十三條第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ（スィルマテイクス・ソエンメルリンギィ）及び<u>その卵</u>とする。 2 略</p> <p>(販売の目的) 第二十三條 法第二十四條第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合 (新設) <u>イ</u> 略 <u>ロ</u> 略 二 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合 (新設) <u>イ～ハ</u> 略</p> <p>(輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等) 第二十七條 法第二十六條第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次のとおりとする。 一 鳥獣 次の表に掲げる鳥獣</p> <table border="1" data-bbox="1507 1289 2567 1642"> <thead> <tr> <th>科名</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 鳥綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一)・(二)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(三)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>二・三 略</p> <p>(証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの) 第二十九條 法第二十六條第一項の環境大臣が定める国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の国又は地域とする。 一～十六 略</p>	科名	種名	動物界		一 鳥綱		(一)・(二)	略	(新設)		(新設)	(新設)	(三)	略	略	
科名	種名																																
動物界																																	
一 鳥綱																																	
(一)・(二)	略																																
(三)	たか目																																
<u>たか科</u>	<u>オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）</u>																																
(四)	略																																
略																																	
科名	種名																																
動物界																																	
一 鳥綱																																	
(一)・(二)	略																																
(新設)																																	
(新設)	(新設)																																
(三)	略																																
略																																	

(法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣)

第二十九条の二 法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣は、次の表に掲げる鳥獣（生きているものに限る。）とする。

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一) 略	
(二) たか目	
たか科	オオタカ (アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ)
(三) 略	
略	

別表第一 希少鳥獣（第一条の二関係）

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一) ~ (一〇) 略	
(一一) たか目	
たか科	オジロワシ (ハリアエトウス・アルビキルラ・アルビキルラ) オオワシ (ハリアエトウス・ペラギクス) カンムリワシ (スピロルニス・ケエラ・ペルプレクスス) チュウヒ (キルクス・スピロノトウス・スピロノトウス) リュウキュウツミ (アキピテル・グラリス・イワサキイ) (削る) サシバ (ブタストウル・インディクス) オガサワラノスリ (ブテオ・ブテオ・トヨシマイ) イヌワシ (アクイラ・クリュサエトス・ヤポニカ) クマタカ (ニサエトウス・ニパレンスイス・オリエンタリス)
略	

(法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣)

第二十九条の二 法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣は、次の表に掲げる鳥獣（生きているものに限る。）とする。

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一) 略	
(新設)	
(新設)	(新設)
(二) 略	
略	

別表第一 希少鳥獣（第一条の二関係）

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一) ~ (一〇) 略	
(一一) たか目	
たか科	オジロワシ (ハリアエトウス・アルビキルラ・アルビキルラ) オオワシ (ハリアエトウス・ペラギクス) カンムリワシ (スピロルニス・ケエラ・ペルプレクスス) チュウヒ (キルクス・スピロノトウス・スピロノトウス) リュウキュウツミ (アキピテル・グラリス・イワサキイ) <u>オオタカ (アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ)</u> サシバ (ブタストウル・インディクス) オガサワラノスリ (ブテオ・ブテオ・トヨシマイ) イヌワシ (アクイラ・クリュサエトス・ヤポニカ) クマタカ (ニサエトウス・ニパレンスイス・オリエンタリス)
略	

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 新旧対照表

新	旧
<p>I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項</p> <p>第一～三 略</p> <p>第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣 半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細やかな保護に努める。 <u>オオタカについては、これまで種の保存法による捕獲等の規制に加え、飼養・流通についても学術研究等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカを種の保存法の国内希少野生動植物種から解除することとなったが、海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第五・第六 略</p> <p>III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項</p> <p>第一～三 略</p> <p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。 <u>種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2～3-3 略</p> <p>3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可</p> <p>(1) 許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。 ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。 イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理は増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>(2) 許可の条件 <u>ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。</u> <u>オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</u></p> <p>3-5 略</p> <p>第五～九 略</p>	<p>I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項</p> <p>第一～三 略</p> <p>第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣 半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細やかな保護に努める。 (新規)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第五・第六 略</p> <p>III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項</p> <p>第一～三 略</p> <p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。 (新規)</p> <p>(5) 略</p> <p>2～3-3 略</p> <p>3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可</p> <p>(1) 許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。 ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。 イ <u>捕獲したヤマドリの食品用としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理は増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</u></p> <p>(2) 許可の条件 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。 (新規)</p> <p>3-5 略</p> <p>第五～九 略</p>